

# 特定工場

公害防止管理者等を選任しなればならない「特定工場」とは、製造業、電気供給業、ガス供給業、熱供給業のいずれかで、下表の施設を設置する工場です。

	発生施設の種類	施設の規模・名称	公害防止管理者の種類	必要な資格の種類
大気関係	有害物質発生施設※1	排ガス量※3 4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係第1種	大気関係第1種有資格者
		排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時未満	大気関係第2種	大気関係第1または2種有資格者
	上記以外のばい煙発生施設※2	排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係第3種	大気関係第1または3種有資格者
		排ガス量4万Nm <sup>3</sup> /時未満 ～1万Nm <sup>3</sup> /時以上	大気関係第4種	大気関係第1、2、3または4種有資格者
	特定粉じん発生施設	全ての施設	特定粉じん関係	大気関係第1、2、3、4種有資格者または特定粉じん関係有資格者
	一般粉じん発生施設	全ての施設	一般粉じん関係	大気関係第1、2、3、4種有資格者 特定粉じん関係有資格者または一般粉じん関係有資格者
水質関係	有害物質排出施設※4	排出水量※6 1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第1種	水質関係第1種有資格者
		排出水量1万m <sup>3</sup> /日未満	水質関係第2種	水質関係第1または2種有資格者
	上記以外の排水等排出施設※5	排出水量1万m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第3種	水質関係第1または3種有資格者
		排出水量1万m <sup>3</sup> /日未満 ～1千m <sup>3</sup> /日以上	水質関係第4種	水質関係第1、2、3または4種有資格者
騒音関係	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上	騒音・振動関係 ※騒音関係	騒音・振動関係有資格者 ※騒音関係有資格者
	鍛造機	落下部分の重量1トン以上のハンマー		
振動関係	液圧プレス	呼び加圧能力2,941キロニュートン (矯正プレスを除く)	騒音・振動関係 ※振動関係	騒音・振動関係有資格者 ※振動関係有資格者
	機械プレス	呼び加圧能力980キロニュートン以上		
	鍛造機	落下部分の重量1トン以上のハンマー		
ダイオキシン類関係	ダイオキシン類発生施設	ダイオキシン類対策特別措置法で定める施設	ダイオキシン類関係	ダイオキシン類関係有資格者

※1:大気汚染防止法施行令別表1の9の項に掲げるばい煙発生施設で、硫化カドミウム等を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供する施設及び同表の14～26の項に掲げるばい煙発生施設

※2:大気汚染防止法施行令別表第1に掲げる施設で、13の項の廃棄物焼却炉を除く

※3:個々のばい煙発生施設の最大排出ガス量の合計

※4:水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち、2号～59号、61号～63号、63号の3、64号、65号、66号、71号の5及び6の施設で、公害防止組織の整備に関する法律施行令別表第1に掲げる施設

※5:水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち、2号～59号、61号～63号、63号の3、64号、65号、66号、71号の5及び6の施設

※6:特定工場から排出される平均的な排出水量(公共用水域へ排出されるものが対象。公共下水道へ排出されるものは除く。)